

# 避難所等緊急実態調査報告

## 《京都府全体版》

令和 2 年 12 月

---

京都府 危機管理部 災害対策課

# 目次

1. 調査概要	1
(1) 背景等	1
(2) 調査内容	1
(3) 調査結果の要旨	1
2. 現状・問題点ならびに対応策	2
(1) 指定避難所（洪水、土砂災害）に関する 現状、問題点・課題ならびに対応策	2
(2) 今後の取組方針 市町村別一覧	4
(3) 対応策の実施例	6
■別表	17
別表-1 各市町村における想定避難者数等（災害種別ごと）	18
別表-2 各市町村における想定避難者数等（洪水浸水+土砂災害）	19
別表-3 行政が認識する避難行動時に危険となる箇所の数	20
別表-4(1) 避難施設カルテ【住民向け】（例）	22
別表-4(2) 避難施設カルテ【市町村向け】（例）	24
参考資料 避難所等緊急実態調査の方法	27
1) 市町村ごとの想定避難者数および避難所収容率の推計	28
2) 避難所等の管理・運営、設備等に関する調査	31
3) 支援物資の受入・配送拠点に関する調査	33
4) 避難経路上の危険箇所に関する図上調査	34
5) 机上調査や各種調査の結果を踏まえた聞き取り調査	34
6) 避難施設カルテの作成	35

# 避難所等緊急実態調査報告

## 1. 調査概要

### (1) 背景等

令和元年東日本台風では、東日本を中心に広範な区域が浸水し、避難所自体が浸水、避難途中に多数被災者が発生するなど、避難所等の立地や避難所への経路など、避難所のあり方に関する問題が浮き彫りになった。

また、新型コロナウイルス感染拡大により、感染症対策を踏まえた避難所運営や設備等が求められているだけでなく、令和2年台風第10号では避難所が満員になり収容しきれない状況が発生したことから避難所情報の住民への周知方法など、避難所のあり方、避難所運営のあり方に関する新たな課題解決が急務となっている。

本調査では、26市町村の避難所等の立地や避難所への経路、避難所運営等について、課題を明らかにし、今後の改善策を検討した。

### (2) 調査内容（調査方法は27ページ以降を参照）

- 1) 市町村ごとの想定避難者数および避難所収容率の推計（机上調査）
- 2) 避難所等の管理・運営、設備等に関する調査
- 3) 支援物資の受入・配送拠点に関する調査
- 4) 避難経路上の危険箇所に関する図上調査
- 5) 机上調査や各種調査の結果を踏まえた聞き取り調査（26市町村を対象）
- 6) 避難施設カルテの作成（1,636施設）

### (3) 調査結果の要旨

各種調査結果を踏まえ、以下に示す5つの着目点に分類し、京都府や市町村が今後重点的に取り組むべき対策（施策の方向性）をとりまとめた。

以降のページには、着目点ごとに具体的な調査結果や対応策等を示す。

#### A 十分な避難施設数の確保

京都府で甚大な被害が想定される風水害では、指定避難所の収容可能人数38.3万人に対し、想定避難者数が最大47.6万人発生すると推計され、避難所不足が危惧される。府施設や民間施設（宿泊施設や駐車場）の活用、近隣市町村への広域避難等によって「住民が避難先を選択できる受け皿」を確保する必要がある。

#### B 安心して避難できるための避難所環境の改善

多くの自治体で備蓄物資や可搬型発電機等の設備を備えているものの、備蓄物資の保管場所や通信設備、避難者が利用できる電源設備が脆弱である。府の災害協定等の活用、府および市町村間での設備の融通によって「避難所の生活環境の向上」を進めていく必要がある。

また、大規模災害により多くの避難者が発生した場合に、避難所の混乱やマンパワー不足、避難者が避難を躊躇することなどが懸念される。リアルタイムかつ一元的な避難者情報管理ツールの整備、避難状況の周知システム（開発中）や避難施設カルテの活用によって「避難所の状況を見える化」する対策が必要である。

#### C 多数の開設を想定した避難所運営

職員主体の避難所運営に限界を感じるものの、近年大きな被災経験のない自治体が多く、多数の避難所の運営が長期化した場合の対応が想像し難いというのが実情である。自治会等への出前講座を契機に、避難所運営マニュアルの作成や避難所運営訓練を実施するスキームを確立させ「住民との協力による避難所運営」に移行していく必要がある。

#### D 避難行動時の安心・安全の確保

避難経路上の危険箇所や避難施設の災害リスクを認識して順次対策を講じている自治体が見られるものの、リスクを完全に取り除くことは難しい。住民参加型のワークショップ（避難行動タイムラインや危険箇所マップの作成）を通じて「災害リスクを認識した避難のあり方」を検討・周知していく必要がある。

#### E 支援物資の円滑な配送

大規模災害時には、国等全国からの物資支援が行われるものの、それを受入れて捌くための手順が確立されていない。府および市町村の職員による初動期のオペレーションや物流業者と連携した物資拠点の運営に関して、マニュアル作成や実働訓練を実施し、「円滑に物資が避難所に届く仕組みづくり」が必要である。



# 避難所等緊急実態調査報告

## 2. 現状・問題点ならびに対応策

### (1) 指定避難所（洪水、土砂災害）に関する現状、問題点・課題ならびに対応策

一連の調査結果を踏まえ、避難所や避難経路に関する各市町村の現状と問題点や課題を記す。また、聞き取り調査で把握した先進事例や全国の事例等を踏まえ、問題点や課題に対する対応策を整理した。

	現状	問題点、課題	対応策	事例
A 十分な避難施設の確保	<b>大規模災害時の避難者の収容状況</b> 府全域の想定避難者数 洪水浸水 33.7万人 土砂災害 14.4万人 洪水+土砂 47.6万人  指定避難所の収容可能人数* 洪水浸水 38.6万人 土砂災害 24.3万人 洪水+土砂 38.3万人  避難者の収容率（市町村平均） 洪水浸水 74% 土砂災害 83% 洪水+土砂 71% （令和2年4月1日現在）  ・避難者をすべて収容できない。 （自治体数：洪水浸水11、土砂災害6、洪水浸水+土砂災害20）  （別表-1,2 参照）	<b>避難施設の不足</b> ・追加指定できる公共施設のない自治体がある。 ・多くの指定避難所が浸水想定区域等において定員を十分に確保できないおそれのある自治体がある。 ・他府県事例と同様の事態が発生する可能性あり。（超過した避難者が別の避難所へ移動。（令和2年台風第10号）） ・避難所の様子を知る手段がなく、避難を躊躇する可能性がある。	<b>避難施設の確保</b> ・府施設の指定 ・隣接市町村との連携 ・広域避難計画の策定 ・避難所運営ができる人材の育成等（職員、住民） ・施設の利用方針再検討（施設内のすべての部屋の利用等） ・コロナ禍における避難者収容の考え方整理  ・避難状況の周知システム（生活環境、設備、定員）	A-1 A-2 A-3 A-4 A-5 A-6
	<b>民間施設の未活用等</b> ・民間宿泊施設との協定締結は少ない。 ・分散避難が定着した場合、避難所外に避難した人の把握が難しくなる。	<b>分散避難の推進</b> ・宿泊施設組合との協定 ・協定等による民間施設の確保 ・車中泊の受入体制構築 ※避難所運営マニュアルに明記 ・安否確認アプリ	A-7 A-8 A-9	
B 安心して避難できるための避難所環境の改善	<b>運営環境</b> ・本庁舎との情報共有は、おもに防災行政無線、電話を利用。 ・受付対応は様式記入（紙）。	<b>通信設備・感染症対策が不十分</b> ・避難者が大勢になると情報伝達に時間を要する。 ・紙での受付のため、施設入口に避難者が滞留・密集する。	<b>通信設備確保・感染症対策の推進</b> ・通常業務で使用できる端末の整備、支援（災害時に活用） ・通信設備の整備、支援 ・受付対応のツール整備（避難カード等） ・手順ごとの受付設置	B-1 B-2 B-3 B-4
	<b>生活環境</b> ・避難所として利用する施設はライフライン途絶かつ大人数の避難所生活を想定していない。大部屋では日常生活が不便。 ・洪水or土砂 1,049施設の整備率 ・多機能トイレ 58% ・スロープ 64% ・WiFi 44%、発電機 45% ・非常用発電機は小型の可搬型が多い。 ・避難所によっては身障者トイレ、冷暖房等の設備が整備されていない避難所がある。	<b>資機材・避難所情報の不足</b> ・段ボールベッド等の資機材は、保管場所の確保が難しい。  ・電源の容量不足（避難者が利用できるほどの余裕はない）  ・避難所の様子を知る手段がなく、避難を躊躇する可能性がある。	<b>資機材確保・避難所情報の周知徹底</b> ・資機材調達、支援 ・資機材に関する協定締結 ・保管場所確保、支援  ・発電機の確保、支援（電源車の派遣、発電機の貸出し等）  ・避難状況の周知システム（生活環境、設備、定員） ・避難施設カルテの公表（別表-4参照）	B-5 B-6 B-7 B-8 A-6

※1人あたり4m<sup>2</sup>で試算。共用スペース・通路により減少することがある。

# 避難所等緊急実態調査報告

## 2. 現状・問題点ならびに対応策

	現状	問題、課題	対応策	事例
B 安心して避難できるための避難所環境の改善	<b>備蓄物資</b> ・拠点倉庫等に保管している自治体がある。	<b>人員・車両不足</b> ・運搬に必要な人員や車両が不足している。	<b>運搬手段の確保</b> ・物流事業者との協定（人員・車両） ・府や市町村職員の応援（府による調整）	B-9 A-1
	<b>空間配置</b> ・16市町村で基本レイアウトを作成している。要配慮者に配慮した配置は半数程度の市町村で実施 高齢者等 11市町村 女性専用 12市町村	<b>レイアウト未策定</b> ・基本レイアウトだけでは、設営時間がかかる。 ・避難者の特性に合わせた運営ができず、生活しづらい環境となる可能性がある。	<b>レイアウト作成・訓練の実施</b> ・避難所ごとのレイアウト検討、避難所設営訓練実施 ・災害弱者等に配慮したレイアウト検討	B-10
C 多数の開設を想定した避難所運営	<b>地元住民との合意形成</b> 住民と協力した避難所運営 住民主体又は協力 21市町村 協力体制の構築 地元と合意済み 12市町村 職員派遣人数（1施設あたり） 1～8人、平均3人 （アンケート結果より）	<b>住民協力は難しい面がある</b> ・運営は多岐にわたるため、大規模災害時には職員のみでの対応は難しい。（25自治体） ・従来から続けてきた運営体制のため、住民に協力をお願いすることは難しい自治体が多い。 ・又は、協力いただく方向ではあるものの合意形成が完了していない。	<b>住民と協力した避難所運営に向けた取組（行政と住民の情報共有）</b> ・住民との協力による運営に向けた出前講座等による地道な防災意識啓発活動 ・住民との協力による避難所運営マニュアルの作成、訓練実施	C-1 C-2 C-3
	<b>避難するうえで危険な箇所</b> ・ため池 23箇所 ・アンダーパス 56箇所 ・低地 41箇所 ・土砂崩落 24箇所 ・道路法面崩落 12箇所 ・柵がない河川・水路 84箇所 等 （別表-3参照）	<b>避難時の事故の発生</b> ・浸水・土砂災害が起こる前の避難完了が基本だが、危険箇所を把握していない場合、逃げ遅れ時の事故の危険性が高くなる。	<b>安全な避難</b> ・住民参加による地域単位の防災マップや避難行動タイムラインの作成・共有、支援（人材派遣等） ・危険箇所を明示した避難施設カルテの作成と市町村への提供（別表-4参照） ・危険箇所マップ作成・公表 ・危険箇所の安全対策（注意看板や安全柵の設置）	D-1 D-2
D 避難行動時の安心・安全の確保	<b>避難所の被災リスク</b> ・浸水が想定される施設 255施設/953施設 ・土砂災害警戒区域内 85施設/726施設	<b>避難所定員の低下</b> ・浸水・土砂災害の可能性のある施設において、利用できる階数が限定され、定員が減少する。	<b>避難所定員低下への対応</b> ・避難施設の確保 ・分散避難の推進	
E 支援物資の円滑な配送	<b>物資配送</b> ・市町村職員による配送 備蓄物資 15市町 支援物資 20市町 ・対応の経験なし	<b>人員不足</b> ・大規模災害時には職員による対応は困難。また、マニュアル作成も難しい。	<b>物流業者との連携</b> ・協定活用の手順や運用方法の周知（府） ・協定に基づく地元事業者との連携（市町村）	E-1
	・大規模災害時の拠点運営や物資輸送をイメージできず、詳細な手順を示したマニュアル作成に及ばない。	<b>対応体制等の整備</b> ・必要物資量の把握、調達依頼、受入、仕分、配送と多岐にわたるが、手順が確立されていない。	<b>拠点マニュアル整備</b> ・市町村マニュアルの手引作成（府） ・手引きによるマニュアル作成、共有、訓練実施（市町村）	E-2



# 避難所等緊急実態調査報告

## 2. 現状・問題点ならびに対応策

### (2) 今後の取組方針 市町村別一覧

分類	対応策	京	丹後		中丹		南丹		乙訓		山城北				山城南			事例												
		京都市	宮津市	京丹後市	伊根町	与謝野町	福知山市	舞鶴市	綾部市	亀岡市	南丹市	京丹波町	向日市	長岡京市	大山崎町	宇治市	城陽市		久御山町	京田辺市	八幡市	井手町	宇治田原町	木津川市	笠置町	和束町	精華町	南山城村		
A	府施設の指定	□	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-			
	隣接市町村との連携	-	●	○	○	○	○	○	○	○	-	-	●	●	○	○	○	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	A-1
	広域避難計画の策定	●	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	A-2	
	避難所運営ができる人材の育成等（職員、住民）	-	●	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	A-3
	施設の利用方針再検討	-	●	●	●	-	○	●	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	●	-	A-4	
	コロナ禍における避難者収容の考え方整理	-	●	●	●	-	○	●	○	○	○	-	-	-	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	A-5	
	避難状況の周知システム（生活環境、設備、定員）	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A-6
	宿泊施設組合との協定	●	●	●	○	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	A-7	
	協定等による民間施設の確保	-	●	○	●	-	○	●	-	○	●	-	-	-	-	○	○	●	●	●	-	○	●	●	-	-	○	-	A-8	
	車中泊の受入体制構築	●	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
安否確認アプリ	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A-9	
B	通常業務で使用できる端末の整備、支援	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-1	
	通信設備の整備、支援	□	●	●	○	-	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	○	○	○	○	○	○	B-2	
	受付対応のツール整備（避難カード等）	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-3	
	手順ごとの受付設置	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-4	
	資機材調達、支援	□	●	○	●	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-5	
	資機材に関する協定締結	-	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-6	
	保管場所確保、支援	□	●	○	●	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-7	
	発電機の確保、支援（電源車の派遣、発電機の貸出し）	□	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-8	
避難施設カルテの公表	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

# 避難所等緊急実態調査報告

## 2. 現状・問題点ならびに対応策

分類	対応策	京	丹後		中丹		南丹		乙訓		山城北				山城南			事例												
		京都府	京都市	宮津市	京丹後市	伊根町	与謝野町	福知山市	舞鶴市	綾部市	亀岡市	南丹市	京丹波町	向日市	長岡京市	大山崎町	宇治市		城陽市	久御山町	京田辺市	八幡市	井手町	宇治田原町	木津川市	笠置町	和束町	精華町	南山城村	
B	物流事業者との協定 (人員・車両)	□	●	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	●	-	●	○	●	●	●	○	○	●	○	○	○	○	-	B-9
	府や市町村職員の応援 (府による調整)	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A-1
	避難所ごとのレイアウト検討、 避難所設営訓練実施	-	●	○	●	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-10
	災害弱者等に配慮したレイアウト検討	-	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C	住民の主体的な運営に向けた 出前講座等による地道な防災 意識啓発活動	-	●	●	○	-	●	●	●	○	○	○	○	○	○	-	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	C-1
	住民との協力による避難所運営 マニュアルの作成、訓練実施	□	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	C-2 C-3
	住民参加による地域単位の防災 マップや避難行動タイムラインの 作成・共有、支援(人材派遣等)	□	●	●	○	-	●	○	●	○	○	○	○	○	○	-	●	-	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	D-1
D	危険箇所を明示した避難施設 カルテの作成と市町村への提供	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	危険箇所マップ作成・公表	●	●	-	○	○	-	●	○	●	○	○	○	○	○	-	●	-	-	●	-	●	○	○	○	○	-	○	○	D-2
	危険箇所の安全対策 (注意看板や安全柵の設置)	□	●	-	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	●	○	○	○	○	-	○	○	
E	協定活用の手順や運用方法の 周知(府)	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E-1	
	協定に基づく地元事業者との 連携(市町村)	-	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	市町村マニュアルの手引作成 (府)	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	手引きによるマニュアル作成、 共有、訓練実施(市町村)	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	E-2

**[凡例]**

- ：実施継続中のもの、実施予定のもの（アンケート・ヒアリングより）
- ：今後取り組むことが必要と思われるもの（アンケート・ヒアリングより）
- ：府が連携・支援するもの（助言以外）



# 避難所等緊急実態調査報告

## 2. 現状・問題点ならびに対応策

### (3) 対応策の実施例

聞き取り調査で把握した先進事例や全国の事例の概要を以下に記す。

#### A-1 隣接市町村との連携

事例	(ヒアリング結果) ・乙訓・山城北10市町 ・相楽3町村	京都南部都市災害時相互応援協定を締結。物資等の提供や人員派遣、避難所の提供等を取り決め。 応援協定を協議中。令和2年度中の合意を目指す。
----	------------------------------------	---

#### A-2 広域避難計画の策定

事例	<p>茨城県：大規模水害時における広域避難計画策定ガイドライン <a href="https://www.pref.ibaraki.jp/bousaikiki/bousaikiki/bousai/kouikihinan.html">https://www.pref.ibaraki.jp/bousaikiki/bousaikiki/bousai/kouikihinan.html</a></p> <p>平成27年9月の関東・東北豪雨災害を踏まえ、平成30年3月に「大規模水害時における広域避難計画策定ガイドライン～広域一時滞在の考え方～」として取りまとめた。自市町村内の避難にとらわれない広域的な避難を事前に検討しておくことが必要であるとの観点から、市町村の区域を越えた広域的な避難に関する基本的な考え方や、広域避難計画の策定に関する具体的な検討手順等を整理した。</p> <p>ガイドライン策定にあたっては、茨城県災害対応勉強会・広域避難検討ワーキンググループで検討を重ねた。今後は、実効性確保に向け、自家用車で避難する人の駐車場確保、避難誘導體制の検討、避難に要する時間の検討、広域避難勧告の判断基準の検討を実施している。</p> <p>茨城県境町の広域避難</p> <p>県ガイドラインをもとに広域避難計画を検討。広域避難所として隣接する自治体にある県立高校を指定。令和元年台風第19号や第21号の際には広域避難を実施した。避難情報発令後※1、バス11台※2を使って高齢者等要配慮者を中心に、町外の広域避難所へ回送。</p> <p>※1 台風第19号では、防災行政無線、境町防災アプリ、エリアメール、境町HP、消防団の災害広報による他、沿線区長に直接電話し、避難の呼びかけを依頼するとともに、町長自らマイクの前に立ち、警戒レベル4「避難指示(緊急)」を発令</p> <p>※2 町公用車および堺町社会福祉協議会等の車両</p>
----	--

#### A-3 避難所運営ができる人材の育成等

事例	NPO日本防災士機構 防災士研修センター：防災士養成講座開催 防災士研修センターによる自治体での防災士養成講座の実績多数 (防災士研修センター <a href="http://www.bousaishi.net/municipality/results.html">http://www.bousaishi.net/municipality/results.html</a> )
----	---

#### A-4 施設の利用方針再検討

#### A-5 コロナ禍における避難者収容の考え方整理

事例	(ヒアリング結果) ・京都市 大規模災害時には、既に避難所として指定している市立学校等の普通教室等も、避難所として活用 ・大山崎町 町議会の審議の結果により、「命を守る」ことを優先し、離隔距離にこだわらず収容。
----	---



# 避難所等緊急実態調査報告

## 2. 現状・問題点ならびに対応策

### A-6 避難状況の周知システム

事例 広島県：避難所の混雑状況をリアルタイムに伝える情報発信を開始  
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000096.000018933.html>

広島県がIT企業と令和2年11月24日に協定締結。災害時等における避難所の混雑情報配信を行う。福山市など県内の多くの市町が参画する予定で、配信は締結企業が提供するリアルタイム空き情報配信プラットフォームを通じて行われる。県民はインターネット上で確認ができる。（全国の自治体で導入多数）



### A-7 宿泊施設組合との協定

#### E-1 協定活用手順や運用方法の周知

事例 京都府における協定締結の状況

【宿泊施設】 京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との協定締結に向けて協議中  
【物資】 応急対策物資供給等に関する協定 8件、運送関係団体との協定 1件

#### ■ 応急対策物資供給等に関する協定一覧

- ・ 災害時における応急対策物資供給等に関する協定書  
京都府農業協同組合中央会、京都府生活協同組合連合会、イズミヤ（株）、イオンリテール（株）東近畿カンパニー、合同会社西友、（株）ダイエー
- ・ 災害時における物資の供給の応援に関する協定書  
（株）高島屋京都店、（株）藤井大丸、（株）ジェイアール西日本伊勢丹
- ・ 災害時等における応急対策物資供給等に関する協定書  
NPO法人コメリ災害対策センター、（株）ローソン、（株）ファミリーマート、（株）ケーヨー、グンゼ株式会社、（株）ジュンテンドー
- ・ 災害時における飲料の提供協力に関する協定書  
コカ・コーラウエスト（株）、ダイドードリンコ（株）西日本営業部、サントリーフーズ（株）近畿支社
- ・ 災害時等における物資の供給に関する協定  
京都パン協同組合、全日本パン協同組合連合会近畿東海北陸ブロック
- ・ 災害時等における量の供給等に関する協定書  
「5日で5000枚の約束。プロジェクト」実行委員会
- ・ 災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書  
近畿臨床検査薬卸連合会
- ・ 災害時等における段ボール製品の供給等に関する協定書  
西日本段ボール工業組合

#### ■ 運送関係等団体との協定

- ・ 災害等緊急時における貨物自動車輸送の応援に関する協定書  
（社）京都府トラック協会

# 避難所等緊急実態調査報告

## 2. 現状・問題点ならびに対応策

### A-8 協定等による民間施設の確保（感染症下における分散避難）

**事例** 摂津市：S.O.S.避難メソッド  
[https://www1.kkr.mlit.go.jp/river/bousai/ol9a8v0000033okfatt/01\\_kitainokotoba0710.pdf](https://www1.kkr.mlit.go.jp/river/bousai/ol9a8v0000033okfatt/01_kitainokotoba0710.pdf)

摂津市は、淀川、安威川等に囲まれた平坦な地域であり、水害の危険性が高い。市・市民共働での避難訓練・防災マップの作成等により地域防災意識の向上に努めるが、コロナ禍にあっては避難スペースの不足が問題となっていた。

市は、S.O.S.避難メソッドとして、従来の避難所への避難のほか、自宅避難、縁故避難、車中泊等、民間施設利用および広域避難といった多様な分散避難を設定し、市長から市民に呼び掛けている。

民間施設利用については、市内の民間企業50社を避難場所として指定することを目標に挙げている。まずは、令和2年6月23日に三星ダイヤモンド工業（株）と避難所協定を締結し、避難空間として約545m<sup>2</sup>（約100人収容）を確保した。

### ■S.O.S 避難メソッド

ちっちゃな世界の  
でっかな野望

SOS避難メソッド

【従来の避難行動】 ※避難対象者 68,000人

市が指定する避難場所への避難



【SOS 避難行動】 従来の避難場所に加えて、

- ・民間施設、自宅、縁故、車中 など多様な避難
- ・地元企業の事業所、万博公園に避難場所を新たに確保予定



摂津オリジナル(約2割)

■従来の避難場所への避難  
約1割



■自宅避難 約3割



■知人宅等への縁故避難  
約2割



■車中・テント等  
青空避難  
約2割



■民間施設（事業所等）  
への避難



■広域避難  
万博公園に避難場所を確保（調整中）



※また、感染症対策として、専用避難場所の確保について関係機関と調整を進め、クラスター化を防ぐ環境整備や運営体制の構築等を併せて行う。

【市長メッセージ】

- ・平常時の取組みとして、分散避難を意識啓発するため、森山市長によるビデオメッセージで市民へ呼び掛け

※摂津市HPより

浸水深以上への垂直避難





# 避難所等緊急実態調査報告

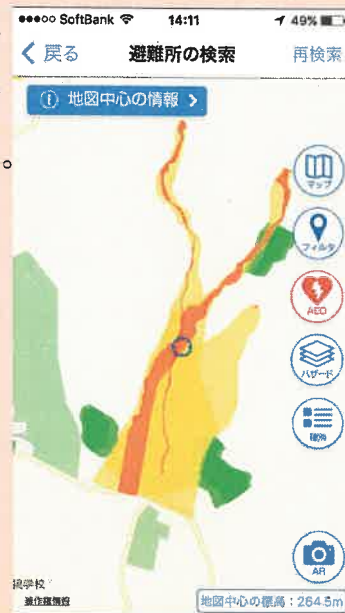
## 2. 現状・問題点ならびに対応策

### A-9 安否確認アプリ

事例 ファーストメディア（株） 防災情報「全国避難所ガイド」  
<http://www.hinanjyo.jp/>  
全国の自治体が定めた災害時の避難所や避難場所を約13万件収録し、現在地周辺の避難所を検索して、道順をルート案内する災害時用ナビゲーションアプリ。防災情報のプッシュ型通知のほか、安否登録・安否確認をおこなうことができる。

#### 【主要機能】

- ・ 現在地に連動した「防災情報」をプッシュ通知
- ・ Lアラート情報をプッシュ通知
- ・ 安否登録や安否確認機能を登載
- ・ 給水拠点や医療機関の位置表示
- ・ 避難所検索機能
- ・ コンパス表示



### B-1 通常業務で使用できる端末の整備

事例 (ヒアリング結果)  
・ 大山崎町 コロナ禍を受けたテレワーク対応で全職員にタブレット端末を導入。災害時にはこれを活用する。  
・ 宇治市 ソフトバンクとの包括協定を締結し、令和元年に69台のタブレット端末を導入。

### B-2 通信設備の整備

事例 (ヒアリング結果)  
・ GIGAスクール：文科省のGIGAスクール構想事業により、小中学校の教室あるいは体育館にWiFiルータを設置  
・ 地域BWA制度：総務省の地域BWA事業を実施する通信事業者と協定を締結し、災害時に、指定避難所等において、Wi-Fi機器による無料インターネット接続サービスを提供  
・ 環境庁事業：観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業※を活用  
※第三次募集終了

#### 総務省：地域BWA制度

地域BWAとは、市町村においてデジタル・ディバイドの解消、地域の公共サービス向上等に資する高速データ通信を行うサービスを指す。

本制度は、地域BWAを活用した地域の公共の福祉の増進に寄与するサービス計画を有する等の要件を満たす者に対し、総務省が審査の上、当該地域における地域BWAの無線局免許を付与するものであり、要件として市町村との連携（免許主体と市町村長との間の協定）が求められている。

# 避難所等緊急実態調査報告

## 2. 現状・問題点ならびに対応策

### B-3 受入対応のツール整備

#### C-2 住民との協力による避難所運営マニュアルの作成、訓練実施

事例 愛媛県大洲市三善地区の取組み

#### 取組の経緯

- ・平成28年度に災害・避難カードモデル地区としてワークショップを行い、災害・避難カードを作成し、避難訓練を通じて見直しを行いカードを完成させた。
- ・説明会で地区ごとに避難行動を確認し、情報弱者でもある高齢者等要配慮者と支援者を関連付けるなど、一人ひとりに役割を設定し、地区ごとの災害・避難カードを完成させた。（併せて各自の携帯電話から、県防災メール等を登録）
- ・自治会においては、役員が中心となって若手を取り込んだ運営体制を検討し、避難所運営計画を策定した（避難所の浸水リスクから二次避難場所も設定）。

#### 実際の避難行動と避難所運営

- ・平成30年7月豪雨において各自が災害・避難カードに基づき避難行動を実施した。
- ・受付で名刺タイプの災害・避難カードを投函。避難者は入口に滞留・密集することなく入場した。

#### 第1回 ワークショップ

- ・災害リスクについて、松山地方気象台、国土交通省、大洲市より情報提供
- ・地域の危険箇所、抱える災害リスク、想定する災害規模、避難行動について、部落ごとに意見交換

#### 第2回 ワークショップ

- ・愛媛県より土砂災害に関する情報提供
- ・避難場所、避難ルート、避難の手段、気にかける人について話し合い、地区の避難計画を作成
- ・地区の避難計画を踏まえて、各自で仮の災害・避難カードを作成

#### 第3回 避難訓練+ワークショップ

- ・仮の災害・避難カードを用いて避難行動を実施し、実際の避難ルート、避難場所の安全性や行動にかかる時間などを確認
- ・避難訓練を振り返り、避難計画の見直しと、災害・避難カードに必要な情報や形態について意見交換

災害・避難カード（携帯可能な名刺タイプ）

～主な記載内容～  
【上のカード】  
・氏名  
・住所  
・生年月日  
・血液型

～主な記載内容～  
【下のカード】  
・頼りになる人の緊急連絡先  
・災害伝言ダイヤルの使い方

出典：内閣府（防災担当）：災害・避難カード事例集  
(<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/jireishuu.pdf>)

出典：内閣府\_平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ  
第3回ワーキンググループ参考資料2  
([http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai\\_dosyaworking/index.html](http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyaworking/index.html))



# 避難所等緊急実態調査報告

## 2. 現状・問題点ならびに対応策

### B-3 受付対応のツール整備

事例

福知山公立大学：避難者情報システムの実証実験

<https://www.fukuchiyama.ac.jp/news/13084/>

令和2年8月30日に実施された福知山市地域防災訓練において、福知山公立大学 情報学部 衣川准教授が、開発した避難者情報システムの実証実験を実施。

避難者情報システムは、災害時に避難者がスマートフォンでQRコードを読み取ることで、氏名や位置情報のインターネット上での地図表示や避難者情報の一元管理を実現する。

QRコードの読み取りについては、アプリのインストールを必要としない。スマートフォンに標準装備のQRコード読取機能により読取りが可能となっており、システムの可用性を高めている。



QRコードリストバンドと実証実験の実施状況  
(福知山公立大学 衣川准教授 提供)

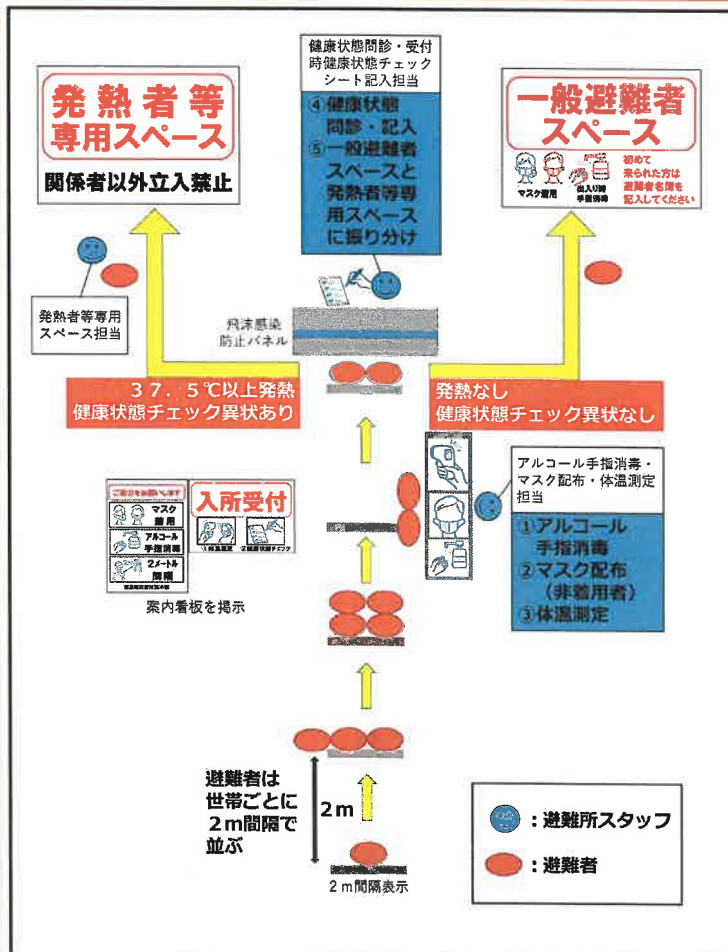
### B-4 手順ごとの受付設置

事例

徳島県徳島市の取組み

取組の概要

- ・徳島市では、内閣府、消防庁、厚生労働省及び徳島県から示された対応方針に基づき、「徳島市避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス等感染症対策編）」を作成
- ・従来の避難所運営と異なる手続等について、イメージ図を作成して自治会・自主防災組織に周知



入所受付のイメージ

出典：徳島市：避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス等感染症対策編）、令和2年10月  
[https://www.city.tokushima.tokushima.jp/anzen/shoubu\\_bousai/disaster\\_prevention/hinanjo/20201022.files/3.pdf](https://www.city.tokushima.tokushima.jp/anzen/shoubu_bousai/disaster_prevention/hinanjo/20201022.files/3.pdf)



# 避難所等緊急実態調査報告

## 2. 現状・問題点ならびに対応策

### B-5 資機材調達

### B-6 資機材に関する協定締結

#### 事例

(ヒアリング結果1)

- ・パーテーション：紙の間仕切りシステム（PPS）の採用  
紙管をフレームとして用い、布を簡単に掛けるだけで組み立てる。基本ユニットをグリッド状に繋ぐことで、いくらでも拡張でき、どのような家族構成でも対応可能。  
紙管に掛けた布はカーテンのように開閉できるので、避難者の健康状態も確認でき、避難所を衛生的に保つことができる。



避難所用・紙の間仕切りシステム

NPO法人 ボランティア・アーキテクト・ネットワーク

(ヒアリング結果2)

- ・協会等との協定：日本製紙連合会や段ボール企業との協定

### B-7 保管場所の確保（民間企業との連携）

#### 事例

企業による自治体及び住民団体との「地域防災協定」【ダイキン工業（株）】

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/torikumi/tsh19006.html>

<概要>

ダイキン工業（株）は、2000年7月に、草加事業所を対象に、草加市及び周辺5町会と「地域防災協定」（正式名称は、「災害時における応急活動及び平素における防災まちづくりの協力に関する協定書」、以下同じ）を締結した。

協定に基づき、事業所が協力する範囲は、災害時においては、避難場所、重機等の資機材、ヘリコプター緊急離着陸場所の提供等、平素においては、防災訓練の協力又は協同、防災備蓄倉庫設置場所の提供等となっている。

<特徴>

1. 防災における企業の地域貢献について、具体的な支援内容を盛り込んだ協定文書の形態で定めている。
2. 協定は、企業と周辺町会に自治体が加わった三者協定である特徴を持ち、災害発生直後からの緊急支援をベースに継続的に見直しが行われ、内容の充実が促進されることが期待される。また、地域における防災に対する共同共助意識の向上に寄与する。
3. 支援内容は、三者による協議を通じて、企業の事業実態（身の丈）に即した、効果があり実現性の高いものとなり、防災訓練の協同実施、防災備蓄倉庫設置場所の提供等平素からの協力についても含んでいる。



近隣住民向けの被災時備品の確保・保管  
（ダイキン工業株式会社 淀川製作所）  
([https://www.daikin.co.jp/csr/community/data\\_plants\\_safety.html](https://www.daikin.co.jp/csr/community/data_plants_safety.html))



一時避難場所やヘリコプターの離着陸拠点  
および救援活動拠点等となるグラウンド  
（ダイキン工業株式会社 草加事業所）



住民の炊き出し等に活用されるパーベキュー広場  
（ダイキン工業株式会社 草加事業所）

([http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h20/03/special\\_04.html](http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h20/03/special_04.html))



# 避難所等緊急実態調査報告

## 2. 現状・問題点ならびに対応策

### B-8 発電機の確保（電源車の派遣、発電機の貸出し）

- 事例 京都府 | 発電機の融通にかかる調整、電気自動車の派遣
- ・災害時の電源確保を支援するため、府および市町村が保有する可搬型発電機のうち、被災市町村への貸し出しが可能な発電機約830台を整理。災害時に府が調整。（府が所有する電気自動車も含む。）
  - ・民間企業との協定：災害時等における電気自動車及び給電装置に関する協力協定（三菱自動車工業（株）、京都三菱自動車販売（株）、ニチコン（株）、（株）GSユアサ）  
京都府内で自然災害や大規模停電等が発生した場合に、京都府が応急対応や災害復興のため、協力企業に対して電気自動車及び給電装置の提供（無償貸与）協力を要請することができる協定を締結。  
災害等発生時において、「移動手段」としての機能だけではなく、電力や燃料の供給が途絶えた場合の機動力ある非常用電源としても活用。災害状況に応じて、電気自動車の避難所等への分散配置や現地災害本部等へ集中配置等の効率的な運用も可能。

### B-9 物流事業者との協定

- 事例 三重県 伊勢市、四日市市、熊野市とヤマト運輸の災害協定
- 災害時の物資輸送などに関する協定を締結している。  
ヤマト運輸は、三重県内に営業所53箇所、配送車両600台以上を所有する。市の要請に応じて、支援物資の輸送、物資拠点への派遣、営業所の荷役資機材等の提供を行う。

### B-10 避難所ごとのレイアウト検討、避難所設営訓練実施

- 事例 (ヒアリング結果)
- ・京都市 地域の特性や実情に応じた避難所ごとの運営マニュアルを策定しており、この中でレイアウト図を作成
  - ・福知山市 平成25年、26年の由良川氾濫を契機に、平成27年度から防災関係部署（6人程度）が地元住民と協力してマイマップ作成などに取り組む。地域に入ってワークショップや訓練等を実施。

### C-1 出前講座等による地道な防災意識啓発活動

- 事例 (ヒアリング結果)
- ・亀岡市 避難所に配置する職員を予め選定。選定された職員は防災部局の職員だけではないことから、毎年4月に申し合わせをおこなって地元代表（自主防災会長等）とのコミュニケーションをとるよう指導。訓練等を行う場合は、配置予定職員も参加。
  - ・大山崎町 毎年開催の町民体育祭を行政と町民のコミュニケーションに役立てる。その他、関係部局と連携して防災意識向上の取組を実施
    - ・民生委員主導で避難所運営訓練を実施している。
    - ・町主催で図上訓練（HUG）を実施している。この2、3年で3回実施。
    - ・社会福祉法人 大山崎町社会福祉協議会では、防災伝道師養成講座を開催。現在、29名の防災伝道師を認定。
    - ・避難所の避難範囲にある自主防災会の2、3団体で連絡協議会を立上げ。避難所運営に関する協議や事前準備の検討を実施。

# 避難所等緊急実態調査報告

## 2. 現状・問題点ならびに対応策

### C-2 住民との協力による避難所運営マニュアルの作成

事例

高知県：避難所運営マニュアル作成の手引きで住民参加による避難所運営を解説  
高知市：避難所ごとの避難所運営マニュアル

大規模災害に備えた  
避難所運営マニュアル作成の手引き  
(第1版)

**高知県**

もくじ

地域の皆様へ .....1

1 避難所運営についての基礎知識 .....3

  (1) 避難所とは .....3

  (2) 避難所運営の組織 .....4

2 関係者による事前協議 .....5

  (1) 避難所準備委員会の立ち上げ .....5

  (2) 避難所ごとの前提条件の確認 .....5

  (3) 備品等の確認 .....5

3 避難所運営マニュアルの作成 .....9

  (1) 運営体制についての協議 .....9

  (2) 空間利用についての協議（施設利用計画の作成） .....11

  (3) ルールについての協議 .....14

  (4) 協議結果をマニュアルに整備 .....14

4 訓練実施とマニュアル見直しの継続 .....15

  (1) 避難所開設・運営訓練の実施 .....15

  (2) 避難所運営マニュアルの見直し、備品等の整備 .....15

**第四小学校**  
避難所運営マニュアル

**高知市**

目次

1. 避難所を開設するための準備 .....5

  1-1 避難所の安全確保 .....7

  1-2 受付の設置 .....13

  1-3 避難所の区割り .....14

  1-4 トイレの確保 .....21

2. 避難者の受け入れ .....25

  2-1 避難者の受け入れ .....25

  2-2 居住スペースへの誘導 .....33

  2-3 トイレの高圧洗浄 .....35

  2-4 傷病者の把握・療養対応 .....36

  2-5 避難者の把握・生活支援 .....40

  2-6 ペットの受け入れ .....41

  2-7 食料・物資の配給 .....43

  2-8 被災者への情報伝達 .....44

  2-9 災害対策本部との連絡 .....46

3. 避難所の運営 .....50

  3-1 避難所運営委員会の設置 .....51

  3-2 活動内容 .....54

  3-3 避難所のルール .....79

### C-3 住民参加型の避難所運営訓練

事例

徳島市 | 令和元年度 徳島市市民総合防災訓練

- ・総合防災訓練の1コーナーとして避難所運営訓練を開催（地区ごとに開催）
- ・避難所運営訓練では、住民が運営スタッフとなってマニュアルの手順を確認



(ヒアリング結果)

- ・大山崎町 民生委員が主導して避難所運営訓練を実施



# 避難所等緊急実態調査報告

## 2. 現状・問題点ならびに対応策

### D-1 避難行動タイムラインの作成

事例 京都府 水害等避難行動タイムライン作成支援モデル事業

The image displays two components of the evacuation timeline project. On the left is a printed flowchart titled '避難行動タイムライン' (Evacuation Timeline) with multiple columns detailing the process from receiving information to evacuation and sheltering. On the right is a screenshot of a digital map application, likely used for creating or accessing these timelines, showing a geographic area with various data overlays and navigation tools.

### D-2 危険箇所マップの作成・公表

事例 京都市 土砂災害ハザードマップ、福知山市 マイマップ

京都市 土砂災害ハザードマップ

This block contains two maps related to landslide hazards. The left map is a city-wide overview of Kyoto, showing hazard zones in red and yellow. The right map is a detailed view of a specific area, with a red box highlighting a hazard zone. A text box on the right map reads '大雨により水がたまる場合がある' (There may be cases where water accumulates due to heavy rain).

福知山市 マイマップ (自治会・地区単位で作成)

This block contains two maps related to landslide hazards in Fushimi City. The left map is a detailed hazard map of Fushimi City, showing hazard zones in red and yellow. The right map is a zoomed-in view of a specific area, with a red box highlighting a hazard zone. A text box on the right map reads '避難時に道路冠水注意' (Be careful of road flooding during evacuation). A photo of a flooded road is also included.

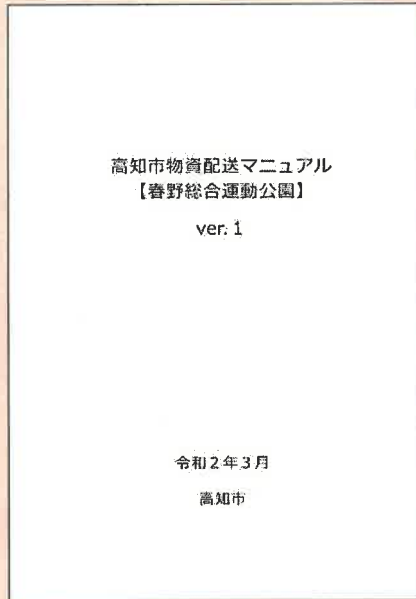


# 避難所等緊急実態調査報告

## 2. 現状・問題点ならびに対応策

### E-2 物資配送マニュアル等整備

事例 高知市「高知市物資配送マニュアル」・・・拠点ごとに作成



### 目次

- 1 基本事項 ..... 1
  - 1.1 本マニュアルの意義 ..... 1
  - 1.2 マニュアルの対象施設 ..... 1
  - 1.3 節要目的 ..... 2
  - 1.4 用語の定義 ..... 2
- 2 物資配送体制 ..... 4
  - 2.1 物資配送体制の概要 ..... 4
  - 2.2 物資配送拠点の役割分担 ..... 5
- 3 物資拠点を開設 ..... 7
  - 3.1 物資拠点概要 ..... 7
  - 3.2 物資拠点レイアウト ..... 9
  - 3.3 拠点開設手順 ..... 12
- 4 物資配送基準 ..... 19
  - 4.1 物資配送車の選定 ..... 19
  - 4.2 物資配送量 ..... 24
  - 4.3 配送ルート及び手続 ..... 32
  - 4.4 平時物資供給の維持 ..... 34
  - 4.5 必要在庫の確保及び燃料 ..... 36
  - 4.6 配送の効率化 ..... 39
- 5 物資配送の具体的な手順 ..... 42
  - 5.1 フェーズ①（拠点開設及び物資受け入れ準備：発災後3日目まで） ..... 42
  - 5.2 フェーズ②（グッズ型支援物資配送：発災後4日目から7日目まで） ..... 43
  - 5.3 フェーズ③（フル型支援物資配送：発災後8日目以降） ..... 50
  - 5.4 使用する標準車 ..... 58
  - 5.5 標準配車数 ..... 60

＜参考文献＞

- 1. 物資配送先（避難所）カルテ
- 2. 算定標準データ
- 3. 標準物資等の配送
- 4. 各種データ

#### 1.2 マニュアルの対象期間

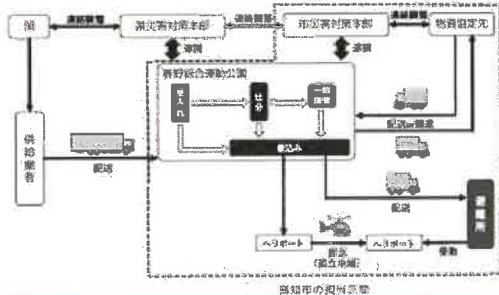
発災後3日間は、被災者の生命確保、県・市の備蓄物資や流通物資で早期対応することとなるが、発災直後から物資受け入れの準備等を行うため、本計画の対象期間は、発災直後からとする。物資提供の流れは、大きく3つのフェーズ（①発災後3日目まで、②4日目から7日目まで、③8日目以降）に分割される。本マニュアルは、前述した3つのフェーズを対象期間とする。

表 1-1 被災者への物資提供の基本的な流れ

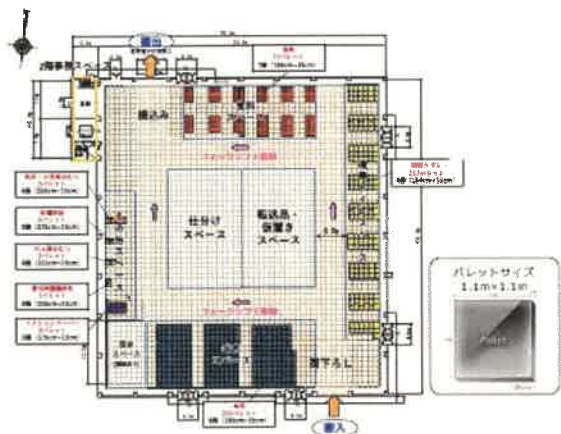
物資	被災者の物資提供						
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
備蓄				流通物資の確保（グッズ型）			支援物資の確保（フル型）
備蓄品	備蓄物資の確保			備蓄物資の確保	備蓄物資の確保		
高知市	市備蓄物資の確保			市備蓄物資の確保	市備蓄物資の確保		
春野町、高知市、ポランディア、個人				市備蓄物資の確保	市備蓄物資の確保		
備蓄品	県・市備蓄物資			国等からのグッズ型支援物資			国等からのフル型支援物資

#### 1.3 算定目的

災害時に行う物資配送業務は、物資提供者となる国・県のほか、物資配送・管理について協力を行う物流業者など複数の機関がそれぞれ立場において参加することとなる。本マニュアルは、被災者への物資提供を行う市の立場において、物資提供者からの物資拠点を物資を円滑に受け入れ、避難所に速やかに配送するために算定したものである。なお、避難所での物資管理は別途、避難所運営マニュアルにて定める。



#### (2) グッズ型物資：発災後7日目まで



- ・フォークリフトは1t未満を想定
- ・パレット間の通路幅は2.5mで想定
- ※フォークリフトの大きさによって通路幅を広く設定する必要がある。

#### ※1日当たりの配送数量（PL換算）

施設名	人数	食料	飲料	日用品	その他	合計	トラック	トラック専用エレベーター	必要数
高知市	116	829	3	3	6	470	10	10	
その他	37	269	1	3	2	148	10	5	
合計	153	1,098	4	6	8	618	20	15	
仕分け必要数	153	944	2	4	4	213	10	7	
一時保管PL換算	77	272	1	2	2	157	8	4	

※1：換算は全量仕分けが必要と想定  
 その他物資はトラックの積載のための余裕があるため、仕分け必要量を1/2と想定  
 ※2：基本方針あり、一時保管物資は配送される物資量の1/2を確保する



# 避難所等緊急実態調査報告

## 別表

□ 「2. 現状・問題点ならびに対応策」に示した「想定避難者数」「収容可能人数」及び「避難者収容率の内訳を「別表-1・別表-2」に示す。なお、試算の前提条件は、以下のとおり。

### ■ 想定避難者数、避難者収容率の試算に係る前提条件（別表-1、別表-2）

- ▶ 想定避難者数、指定避難所の収容可能人数の基となる洪水浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域は、令和元年度までの公表分を使用した。（ただし、水位周知河川については令和2年6月公表分を含む。）（※1）
- ▶ 想定避難者数は、洪水浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域と平成27年国勢調査結果等から、避難を必要とする人数を推定した。（※1）
  - ・洪水浸水：浸水する家屋や集合住宅階数の人口を推計
  - ・土砂災害：土砂災害（特別）警戒区域にある人口を推計
- ▶ 想定避難者数は、別表-1では、京都府内における全ての河川が氾濫した場合と全ての地域で土砂災害が発生した場合、各々の場合を仮定し、別表-2では、全ての河川氾濫、土砂災害が同時期に発生したと仮定した上で、避難者が他の市町村へ避難することなく市町村内の指定避難所に避難するとした。（※1）
- ▶ 指定避難所の避難者収容空間は、洪水浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域との位置関係等を踏まえて設定した。
  - ・洪水浸水：指定避難所のうち、浸水階層より上位の階層のみを活用する。（※2）
  - ・土砂災害：土砂災害（特別）警戒区域にある施設は一律に対象外とする。（※3）なお、指定避難所は、土砂災害警戒区域外であることが望ましいが、市町村によっては、内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」を参考に、土砂災害警戒区域外の施設の確保が困難である場合は、土砂に対して安全な構造であることなどを条件として、指定避難所として指定されていることがある。
- ▶ 本調査では、新型コロナウイルス感染症対策に係る国からの通知を参考に、人と人との間隔を2m空けられるよう、1人当たりの専有面積を4㎡として算定した。（※4）
- ▶ 赤字は、避難者収容率が100%に満たないことを示す。（※5）
- ▶ この試算は、指定避難所への避難のみを考慮したものであり、安全な親戚・知人宅、宿泊施設への自主避難等の指定避難所以外への避難については考慮していない。（※6）
- ▶ 想定避難者数及び避難所収容率や、避難施設の災害リスクの把握と収容可能人数の推定方法に関する詳細については、「参考資料 避難所等緊急実態調査の方法」におけるp.28-30「1）市町村ごとの想定避難者数および避難所収容率の推計」を参照。

# 避難所等緊急実態調査報告

## 別表

別表-1 各市町村における想定避難者数等（災害種別ごと）

地域	市区町村	人口 (人)	洪水浸水						土砂災害					
			想定 避難者数 ※1 (人)	収容可能人数			収容でき る避難 者の割 合 ※5, 6 (%)	不足 容量 ※5, 6 (人分)	想定 避難者数 ※1 (人)	収容可能人数			収容でき る避難 者の割 合 ※5, 6 (%)	不足 容量 ※5, 6 (人分)
				対象 施設数 (施設)	浄水区域内 (浸水深50cm 以上) ※1 (施設)	収容可能 人数 ※2, 4 (人)				対象 施設数 (施設)	土砂災害(特 別)警戒区域 内 ※1 (施設)	収容可能 人数 ※3, 4 (人)		
京都	京都市	1,475,183	146,139	330	127	197,835	100%	-	59,749	129	13	81,537	100%	-
丹後	宮津市	18,426	615	8	0	1,104	100%	-	5,346	7	1	1,788	33%	-3,558
	京丹後市	55,054	4,262	41	8	10,650	100%	-	8,520	41	2	11,149	100%	-
	伊根町	2,110	83	2	0	332	100%	-	744	2	0	332	45%	-412
	与謝野町	21,834	1,658	25	6	2,180	100%	-	5,899	26	5	2,443	41%	-3,456
中丹	福知山市	78,935	22,648	10	0	4,321	19%	-18,327	7,406	9	0	4,801	65%	-2,605
	舞鶴市	83,990	5,599	54	21	9,413	100%	-	21,143	54	22	7,071	33%	-14,072
	綾部市	33,821	5,531	46	11	9,215	100%	-	5,653	48	5	9,318	100%	-
南丹	亀岡市	89,479	2,315	58	4	8,118	100%	-	6,697	50	0	7,826	100%	-
	南丹市	33,145	4,019	69	24	9,473	100%	-	4,405	69	21	9,114	100%	-
	京丹波町	14,453	742	23	3	7,499	100%	-	2,589	22	9	5,240	100%	-
乙訓	向日市	53,380	1,670	26	3	8,874	100%	-	294	4	0	459	100%	-
	長岡京市	80,090	6,470	54	8	46,186	100%	-	2,416	54	3	46,726	100%	-
	大山崎町	15,181	4,218	4	3	1,222	29%	-2,996	1,467	5	1	1,780	100%	-
山城北	宇治市	184,678	41,411	59	19	14,288	35%	-27,123	2,931	38	0	8,466	100%	-
	城隍市	76,869	24,427	18	0	6,471	26%	-17,956	443	45	0	14,529	100%	-
	久御山町	15,805	8,475	6	5	4,200	50%	-4,275	0	-	-	-	-	-
	京田辺市	70,835	14,900	13	0	11,203	75%	-3,697	1,262	10	0	9,450	100%	-
	八幡市	72,664	19,633	18	0	13,765	70%	-5,868	1,629	16	0	2,901	100%	-
	井手町	7,910	2,470	8	0	789	32%	-1,681	309	8	0	789	100%	-
	宇治田原町	9,319	96	6	2	1,530	100%	-	1,441	6	1	1,779	100%	-
山城南	木津川市	72,840	12,736	50	7	12,195	96%	-541	1,500	55	0	8,469	100%	-
	笠置町	1,368	426	3	2	268	63%	-158	622	3	1	371	60%	-251
	和束町	3,956	107	11	2	1,885	100%	-	943	11	1	2,069	100%	-
	精華町	36,376	6,595	7	0	2,706	41%	-3,889	563	10	0	3,508	100%	-
	南山城村	2,652	166	4	0	630	100%	-	269	4	0	630	100%	-
計		2,610,353	337,411	953	255	386,352	74%	-86,511	144,240	726	85	242,545	83%	-24,354



# 避難所等緊急実態調査報告

## 別表

別表-2 各市町村における想定避難者数等（洪水浸水+土砂災害）

地域	市区町村	人口 (人)	洪水浸水+土砂災害					想定避難者数 ※1 (人)	対象施設数 (施設)	収容可能人数		収容可能人数 ※2, 3, 4 (人)	収容できる 避難者の割合 ※5, 6 (%)	不足容量 ※5, 6 (人分)
			収容可能人数		収容可能人数 ※2, 3, 4 (人)	収容できる 避難者の割合 ※5, 6 (%)	不足容量 ※5, 6 (人分)							
			浸水想定区域内 (浸水深50cm以上) 土砂災害警戒区域内 ※1 (施設)	収容可能人数 ※2, 3, 4 (人)						収容できる 避難者の割合 ※5, 6 (%)	不足容量 ※5, 6 (人分)			
京都	京都市	1,475,183	204,763	361	149	202,167	99%	-2,596						
丹後	宮津市	18,426	5,895	13	9	1,217	21%	-4,678						
	京丹後市	55,054	12,492	41	10	10,243	82%	-2,249						
	伊根町	2,110	813	2	0	332	41%	-481						
	与謝野町	21,834	7,382	26	12	1,801	24%	-5,581						
中丹	福知山市	78,935	29,102	11	2	4,413	15%	-24,689						
	舞鶴市	83,990	26,131	54	37	5,924	23%	-20,207						
	綾部市	33,821	10,715	50	21	7,294	68%	-3,421						
南丹	亀岡市	89,479	8,999	58	11	7,194	80%	-1,805						
	南丹市	33,145	8,198	69	40	7,137	87%	-1,061						
	京丹波町	14,453	3,266	23	12	4,941	100%	-						
乙訓	向日市	53,380	1,964	26	3	8,874	100%	-						
	長岡京市	80,090	8,886	54	11	45,429	100%	-						
	大山崎町	15,181	5,600	5	4	1,370	24%	-4,230						
山城北	宇治市	184,678	44,302	60	21	13,837	31%	-30,465						
	城陽市	76,869	24,864	45	27	10,542	42%	-14,322						
	久御山町	15,805	8,475	6	5	4,200	50%	-4,275						
	京田辺市	70,835	16,161	13	0	11,203	69%	-4,958						
	八幡市	72,664	20,747	23	2	14,405	69%	-6,342						
	井手町	7,910	2,769	8	0	789	28%	-1,980						
	宇治田原町	9,319	1,519	6	2	1,530	100%	-						
山城南	木津川市	72,840	13,962	66	23	12,677	91%	-1,285						
	笠置町	1,368	903	3	3	0	0%	-903						
	和束町	3,956	1,021	12	4	1,889	100%	-						
	精華町	36,376	7,158	10	3	2,808	39%	-4,350						
	南山城村	2,652	380	4	0	630	100%	-						
計		2,610,353	476,467	1,049	411	382,846	71%	-139,878						

# 避難所等緊急実態調査報告

## 別表

別表-3 行政が認識する避難行動時に危険となる箇所の数

地域	市町村名	ため池 ※1	アンダー パス	低地 (冠水のお それのある もの)	土砂崩 落の危 険箇所 ※2	道路法 面崩落 の危険 箇所	柵がない 河川や 水路	街路灯 がない道 路	計
京都	京都市	ハザードマップに地域の危険箇所を記載							-
丹後	宮津市								-
	京丹後市		1	8		1	1	1	12
	伊根町				1		11		12
	与謝野町								-
中丹	福知山市	自治会・自主防災会にてマイマップを作成							-
	舞鶴市		6						6
	綾部市		1						1
南丹	亀岡市	地域版ハザードマップを作成							-
	南丹市		7						7
	京丹波町				12				12
乙訓	向日市		8						8
	長岡京市		3	3					6
	大山崎町		1						1
山城北	宇治市		10						10
	城陽市		8				23		31
	久御山町								-
	京田辺市		7	28		1	12		48
	八幡市								-
	井手町	2			2		32		36
	宇治田原町	4				1	4		9
山城南	木津川市		3		3				6
	笠置町			2		2			4
	和束町								-
	精華町	17	1			6	1		25
	南山城村				6	1			7
計		23	56	41	24	12	84	1	241

※1 防災重点ため池を除く。 ※2 土砂災害（特別）警戒区域を除く。



# 避難所等緊急実態調査報告

## 別表

別表-3 (補足) 避難行動時に危険となる箇所 (項目・内容)

項目	内容
ため池	「防災重点ため池」以外で注視している危険箇所
アンダーパス、低地	水害時に冠水のおそれがあるアンダーパスおよび低地
土砂崩落の危険箇所	府で指定している「土砂災害警戒区域」等以外で把握している危険箇所
道路法面崩落の危険箇所	道路盛土・切土で法面崩落のおそれがある危険箇所
柵がない河川や水路	避難時に転落のおそれがある柵がない河川や水路がある区間
街路灯がない道路	夜間時に危険のおそれがある街路灯が無い道路区間

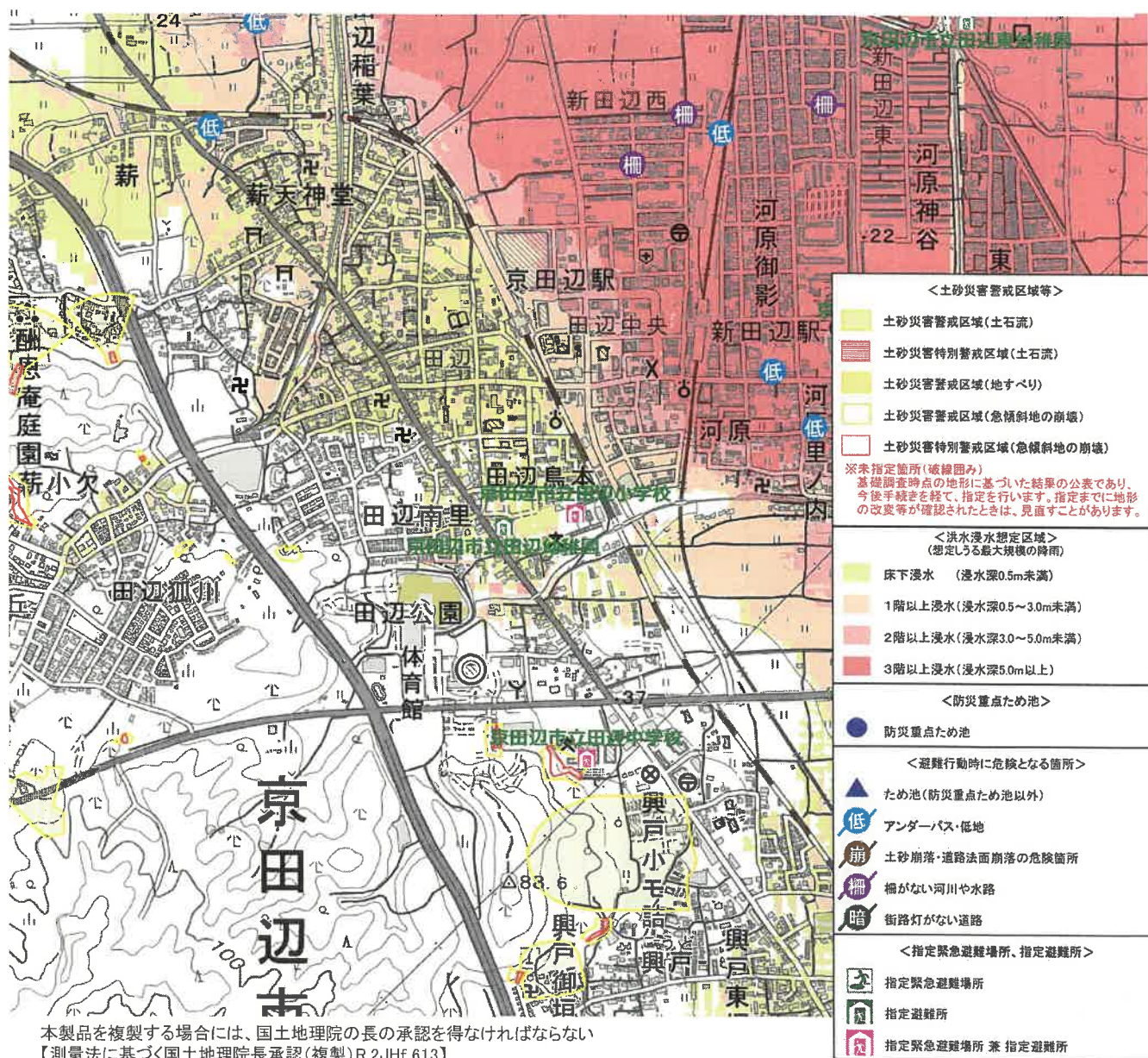


図 市町村ごとの危険箇所位置図 (例)


























# 避難所等緊急実態調査報告

## 別表

別表-4(1) 避難施設カルテ【住民向け】(例)  
(対象：指定緊急避難場所、指定避難所)

1枚目

向日市		避難施設カルテ(災害対策基本法に基づく指定施設)		ID: 2620810005				
施設名称	カミウエノコウミンカン 上植野公民館							
所在地	京都府向日市上植野町西小路15							
指定区分(施設種別)		対象とする災害						
指定緊急避難場所  いのちを守る ○	指定避難所  生活を送る ○	 洪水 ○	 崖崩 土石流 地滑り ×	 高潮 ×	 地震 ○	 津波 ×	 火事 ×	 内水 ○
備考:								
建物情報								
構造	地上階数	地下階数	耐震性					
コンクリート造(RC, SRCを含む)	2	0	あり					
運営・設備状況								
 ペットの同行避難 ○	 非常用電源 ○	 トイレ ○	 エレベーター ×					
 入浴・シャワー ○	 冷暖房設備 ○	 多機能トイレ ○	 スロープ ○					
 WiFi環境 ×	 給食設備 ○							
施設外観			周辺道路(進入経路)					
								
Google ストリートビュー			Google ストリートビュー					

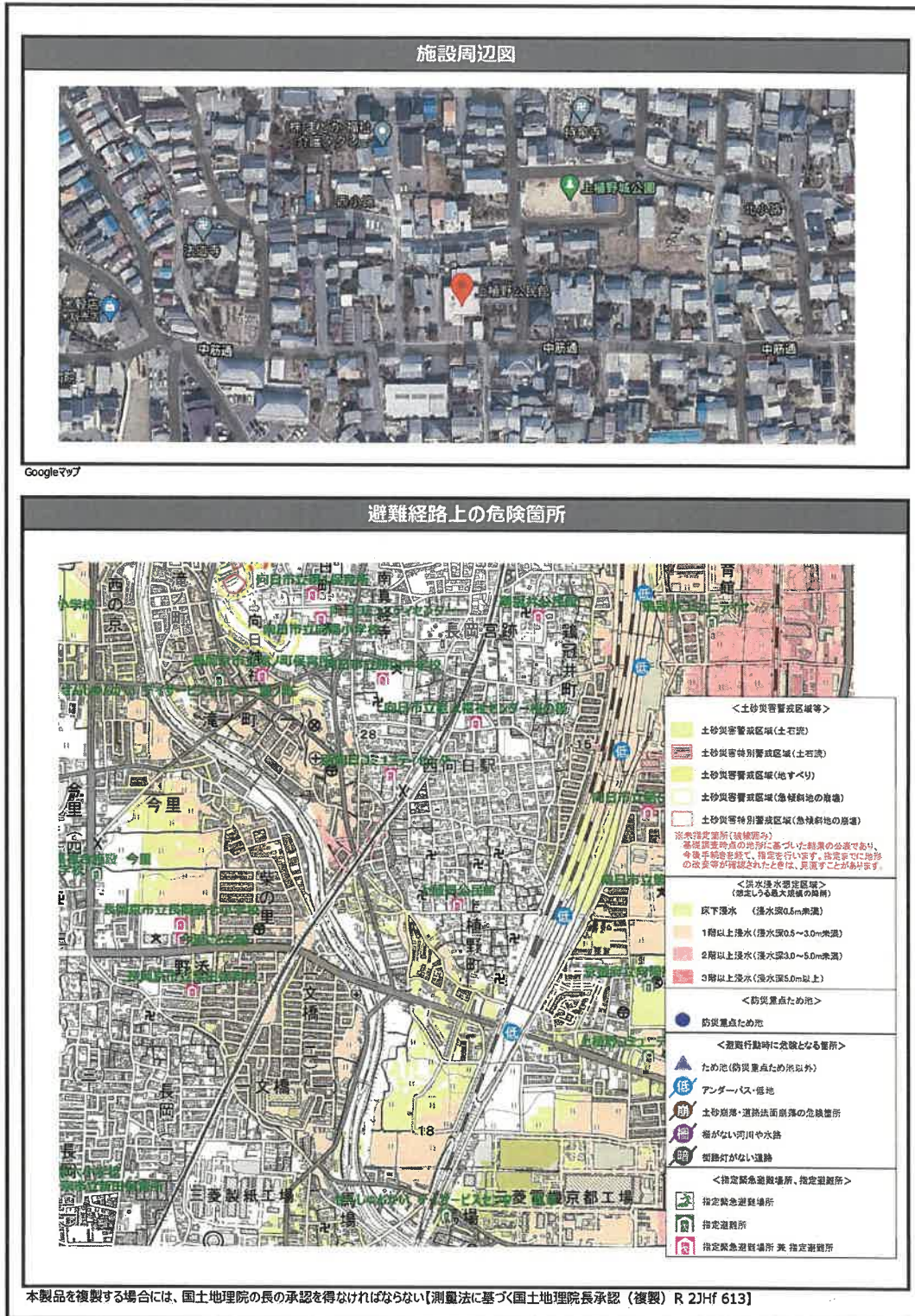


# 避難所等緊急実態調査報告

## 別表

別表-4(1) 避難施設カルテ【住民向け】(例)  
(対象：指定緊急避難場所、指定避難所)

2枚目



※指定避難所等1,636箇所ごとに作成。

- ・避難施設の写真や避難施設周辺の危険箇所を示す地図、航空写真等を掲載。
- ・ホームページ等で公表することとする。

# 避難所等緊急実態調査報告

## 別表

別表-4(2) 避難施設カルテ【市町村向け】(例)  
(対象: 指定緊急避難場所、指定避難所)

1枚目

向日市		避難施設カルテ(災害対策基本法に基づく指定施設)		ID: 2620810005				
施設名称	カミウエノコウミンカン 上植野公民館							
所在地	京都府向日市上植野町西小路15							
指定区分(施設種別)			対象とする災害					
指定緊急避難場所	<input type="radio"/>	洪水	崖崩 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	火事	内水
指定避難所	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
国民保護避難施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
備考:								
施設管理者名	向日市教育委員会							
管理担当窓口	生涯学習課							
☎電話番号	0759311111							
☎FAX番号	0759312555							
構造	地上階数	地下階数	耐震性					
インクリート造(RC, SRCを含む)	2	0	あり					
面積[m <sup>2</sup> ]			収容人数[人]					
屋内	屋外	屋内	屋外	基準				
568	0	140	0	-				
非常用電源	トイレ	入浴・シャワー	給食設備					
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					
冷暖房設備	多機能トイレ	エレベーター	スロープ					
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					
WiFi環境								
<input type="radio"/>								
夜間・休日の開設	ペットの同行避難	大型車両のアクセス						
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						
避難所の備蓄品								
-								





# 避難所等緊急実態調査報告

## 別表

別表-4(2) 避難施設カルテ【市町村向け】(例)  
(対象：指定緊急避難場所、指定避難所)

3枚目

<b>施設外観</b>	<b>施設外観</b>	
		
<b>周辺道路 (進入経路)</b>		
		
Google ストリートビュー		
<b>【参考】避難施設の災害リスク (令和2年4月時点)</b>		
洪水浸水想定区域 (想定最大規模)	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
なし	なし	なし
震度 (活断層 最大)	震度 (南海トラフ)	津波基準水位 (最大)
震度 6 強	震度 6 弱	0m
液状化危険度 (活断層 最大)	液状化危険度 (南海トラフ)	
なし	なし	
※上記は「避難施設の代表点における災害リスク」を示したものであり、各市町村で個別に見直す必要がある。		
<b>留意点等</b>		

※指定避難所等1,636箇所ごとに作成。

- ・避難施設の写真や避難施設周辺の危険箇所を示す地図、航空写真等を掲載。



# **参考資料**

## **避難所等緊急実態調査の方法**

---

# 避難所等緊急実態調査報告

## ■参考資料 避難所等緊急実態調査の方法

### 1) 市町村ごとの想定避難者数および避難所収容率の推計（机上調査）

#### 【各市町村における想定避難者数等の試算結果の取り扱いに係る留意事項】

##### 1 想定

府内における全ての河川氾濫、土砂災害が同時に発生という状況において、住民が、他の市町村の指定避難所へ避難することなく、避難可能な指定避難所へ避難した場合を想定し、試算した。

##### 2 ハザード情報

想定避難者数、指定避難所の収容可能人数の基となる洪水浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域は、令和元年度までの公表分を使用した。（ただし、水位周知河川については令和2年6月公表分を含む。）

##### 3 想定避難者数（p. 29に詳述）

250mメッシュに一樣に住民が居住するとし、平成30年住宅・土地統計調査から当該メッシュの1階住家、2階住家、3階以上の建物種別・階数ごとに居住人口を算定し、次のように試算した。

###### ・洪水浸水想定避難対象者

例えば、1階浸水の場合は、2階の住家、3階以上の住家の住民は避難しないとし、1階住家の住民のみ避難するとして試算した（2階も同様）。なお、3階浸水の場合は全員避難とした。

###### ・土砂災害（特別）警戒区域の避難対象者

被災した場合には1階部分の損壊や大量の土砂・瓦礫の堆積が想定される。2階以上のRC構造等の堅牢な建物であれば身の安全を確保できるが、防犯面や衛生面の観点から長期の避難生活は困難であると想定し、区域内の住民は全員避難（土砂崩れ等が収まったあとで避難所へ移動する）として試算した。

###### ・洪水浸水、土砂災害の重複区域の避難対象者

土砂災害発生時の考えと同様に試算した。

##### 4 避難可能な指定避難所（p. 30に詳述）

###### ・洪水浸水時の指定避難所

洪水浸水時の避難先として、市町村が地域防災計画等で定めている指定避難所のうち、洪水浸水階層より上位の階層があり、避難者を収容可能と考えられる指定避難所とした。

###### ・土砂災害時の指定避難所

土砂災害時の避難先として、市町村が地域防災計画等で定めている指定避難所のうち、土砂災害特別警戒区域内及び土砂災害警戒区域内にある指定避難所であれば、2階以上の施設であっても、1階部分が損壊した場合においては長期の避難生活が困難であるという想定から、土砂災害特別警戒区域外及び土砂災害警戒区域外にある指定避難所とした。

なお、内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」を参考に、土砂災害警戒区域外の施設の確保が困難である場合は、土砂に対して安全な構造を有しているなどを前提条件として、地元住民と協議し、区域内の堅牢な施設を指定することは、法令上、特に問題ないが、今回の調査においては、そのような施設であっても、被災すれば防犯面や衛生面の観点から長期の避難生活が困難であると想定し、試算した。

###### ・洪水浸水時、土砂災害時の指定避難所

土砂災害時と同じ考えにより、試算した。

##### 5 収容可能人数

新型コロナウイルス感染症対策に係る国からの通知を参考に、人と人との間隔を2m空けられるよう、1人当たりの専有面積を4㎡として算定した。（例：指定避難所の面積100㎡÷4＝25人収容可能）

なお、市町村独自で収容可能人数を算定していることもあるが、本調査では、統計上の条件を合わせるために、一律、同じ条件とした。

ただし、面積不明と回答した施設については、当該市町村全ての指定避難所の面積の平均値から収容可能人数を算定した。（大山崎町については全ての施設において不明であったため、府全体の平均値により算定）



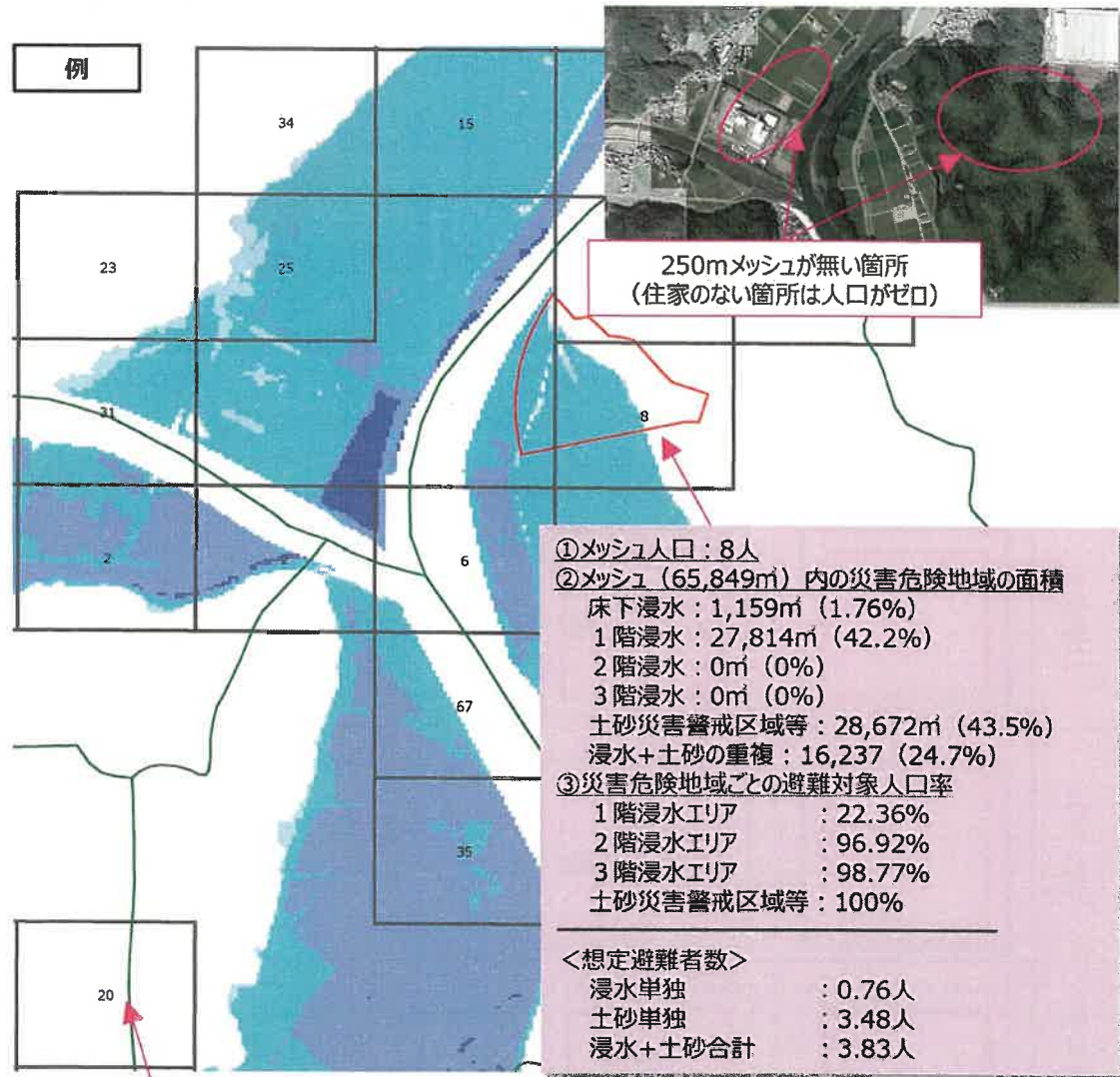
# 避難所等緊急実態調査報告

## ■参考資料 避難所等緊急実態調査の方法

### ①各市町村における想定避難者数の推定（地区単位）

想定避難者数 = ①250mメッシュ人口 × ②メッシュに占める災害危険地域の面積割合 × ③災害危険地域ごとの避難対象者の人口割合

- ①「平成27年度国勢調査」を使用。人口はメッシュ内に均一に分布しているとみなす。  
 ②災害危険地域の面積（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）／メッシュ面積（65,318～66,155㎡）  
 ③水害…浸水位より高い場所に居住空間があれば生活可能と仮定。⇒居住空間が浸水する人は避難。「平成30年住宅・土地統計調査」を使用して、市区町村別・建物種別の人口比率を算出して使用。  
 避難対象（例）：1階浸水エリア⇒平屋建の住民、共同住宅（マンション・アパート）の1階住民 等  
 2階浸水エリア⇒平屋建・戸建2階建の住民、共同住宅（マンション・アパート）の1,2階住民 等  
 土砂災害…建物の種別・階数によらず、土砂災害（特別）警戒区域内に居住する人は全員避難。



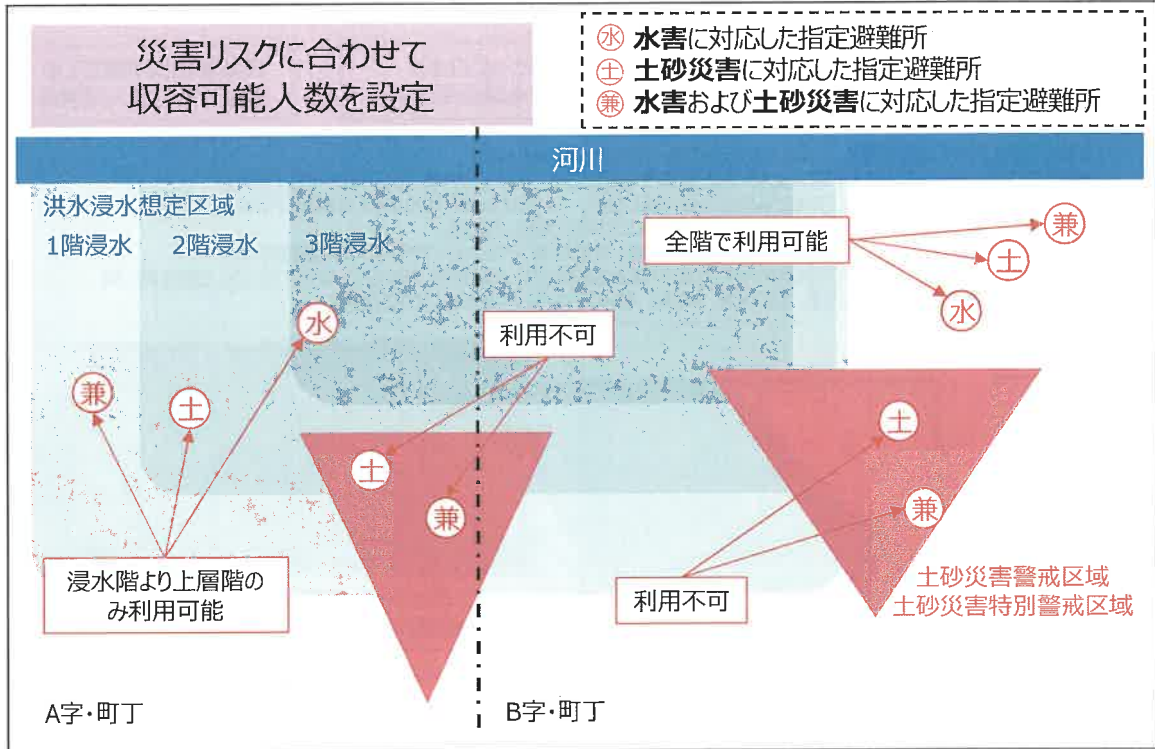
①メッシュ人口	: 20人
②床下浸水	: 0㎡ (0%)
土砂災害	: 0㎡ (0%)
<b>&lt;想定避難者数&gt;</b>	
浸水単独	: 0人
土砂単独	: 0人

- 町丁目界
- 250mメッシュ人口 (国勢調査)
- 土砂災害警戒区域等
- 洪水浸水想定区域 ~0.5m未満 (床下浸水)
- 洪水浸水想定区域 0.5m~3.0m未満 (1階浸水)
- 洪水浸水想定区域 3.0m~5.0m未満 (2階浸水)
- 洪水浸水想定区域 5.0m以上 未満 (3階浸水)

# 避難所等緊急実態調査報告

## 参考資料 避難所等緊急実態調査の方法

### ② 避難施設の災害リスクの把握と収容可能人数の推定



	被害なしまたは 浸水深0.5m未満	浸水深0.5m以上	土砂災害警戒区域等内	洪水浸水想定区域+ 土砂災害警戒区域等内
兼用指定	可	一部可 浸水階より上層	不可	不可
水害のみ指定	可	一部可 (浸水階より上層)	不可	不可
土砂災害のみ指定	可	一部可 (浸水階より上層)	不可	不可

可 水害の指定避難所かつ(一部で)利用が可能 ⇒ 浸水位と建物階数を考慮して収容人数を算出  
可 土砂災害の指定避難所かつ利用が可能 ⇒ 浸水があれば、浸水位と建物階層を考慮して算出

※点線：指定外の災害種別であるが、避難所としての利用が期待されるもの



# 避難所等緊急実態調査報告

## ■参考資料 避難所等緊急実態調査の方法

### 2) 避難所等の管理・運営、設備等に関する調査

#### ① 避難所等の管理・運営に関する調査

#### ■アンケート項目・内容およびアンケートフォーマット

調査項目	調査内容
避難施設の開設・運営体制	避難所への職員派遣数、避難所開設・運営主体、地元協議、避難所の連絡手段 等
適切な運営	避難所レイアウト、避難者管理方法（受付名簿）、備蓄物資 等
物資提供体制	支援物資の受入れ、支援物資の配送 等
車中泊避難対策	車中泊の受入れの想定、車中泊避難者の把握方法 等
在宅避難者対策	在宅避難されている方の安否確認や健康管理の方法 等
帰宅困難者対策	一時滞在施設の指定、帰宅困難者への情報提供 等

- ・各市町村が指定する指定避難所や指定緊急避難場所について、管理・運営の実態を調査。
- ・ウェブアンケート形式による調査。

### 避難所等の管理・運営に関するWebアンケート

#### (京都府 危機管理部 災害対策課)

令和元年台風19号では、東日本を中心に広範な区域が浸水し、避難所自体が浸水、避難途中で多数被災者が発生、避難所で収容しきれない避難者が発生するなど、避難所等の立地や住民への周知、さらには避難所への経路など、避難所のあり方に関する問題が浮き彫りになりました。本調査は、府内の避難所等の実態を把握するために、府内すべての避難所等の現況を調査・データベース化した上で、課題の抽出・改善方策の検討につなげるものです。

#### 基本事項

■市町村名を選択してください。

京都市

■アンケート登録者の所属・氏名をご記入ください。

所属

氏名

■電話番号（ハイフン無し）をご記入ください。

※本アンケートに関して、確認のご連絡をする場合がございます

■メールアドレスをご記入ください。

※本アンケートに関して、確認のご連絡をする場合がございます

# 避難所等緊急実態調査報告

## ■参考資料 避難所等緊急実態調査の方法

### ② 指定避難所や指定緊急避難場所の主要諸元の調査

#### ■EXCELデータベースの項目一覧

分類	列	調査項目
管理情報	A	整列
	B	修正状況
	C	Unique_code
	D	国民保護データベース用管理番号
	E	yahoo用データベースID番号
	F	都道府県名
	G	市区町村名
	H	地方公共団体コード
施設諸元	I	避難所名
	J	避難所名_カタカナ
	K	郵便番号
	L	住所
	M	町丁目名・番地・号
	N	緯度
	O	経度
	P	施設種別
管理者情報	Q	連絡先電話(施設)
	R	連絡先FAX(施設)
	S	施設管理者名
	T	管理担当窓口
	U	管理担当窓口連絡先電話(国民保護用書式)
	V	管理担当窓口連絡先電話(災対法用書式)
	W	管理担当窓口連絡先FAX
指定区分(施設種別)	X	指定緊急避難場所
	Y	指定避難所
	Z	うち福祉避難所 (第20条の6第5号)
	AA	指定緊急と指定の重複
	AB	避難場所
	AC	避難所
	AD	施設種別呼称
	AE	国民保護法上の緊急事態
指定区分(災害種別)	AF	洪水
	AG	崖崩れ、土石流及び地滑り
	AH	高潮
	AI	地震
	AJ	津波
	AK	大規模な火事
	AL	内水氾濫
	AM	火山現象

分類	列	調査項目
施設能力	AO	収容人数
	AP	収容人数(収容人数の基準)
	AQ	収容人数(屋内)
	AR	収容人数(屋外)
	AS	面積(屋内)
	AT	屋内部分未確定
	AU	面積(屋外)
	AV	屋外部分未確定
	AW	駐車可能台数
	AX	4トントラックのアクセス
施設設備	AY	大型車両アクセス
	AZ	トイレ
	BA	入浴・シャワー
	BB	給食設備
	BC	冷暖房設備
	BD	多機能トイレ
	BE	エレベーター
	BF	スロープ
	BG	WiFi環境
	BH	非常用電源
構造	BI	避難所の備蓄品
	BJ	備考
	BK	コンクリート造
	BL	その他
	BM	地上階数
	BN	地下階数
	BO	地下への避難が可能な施設
	BP	耐震性
運営体制	BQ	避難所の運営主体
	BR	24時間開錠対応
	BS	屋外の受付設置
	BT	ペット同行
	BU	一時的な避難のみ可能な施設

※避難所データベース(Excel)として整理



# 避難所等緊急実態調査報告

## ■参考資料 避難所等緊急実態調査の方法

### 3) 支援物資の受入・配送拠点に関する調査

#### ■調査項目一覧

列 番号	項目		記入方法
		細目	
C	市町村		市町村名称を記入
D	施設		施設名称を記入
E	更新状況		今回の更新状況を記入
F	プッシュ受入		管内の物資拠点のうち、国プッシュ型物資を受け入れる施設に「○」を記入。1市町村に1箇所。代替拠点を選定する場合は、代替拠点となる施設に「△」を記入。
G	所在地		施設の所在地を記入
H	物資拠点として想定している施設の種別		施設内において物資の受入・保管・搬出を行う場所の種別を記入
I	物資置場や荷捌き場所として想定される場所の総面積(m <sup>2</sup> )		物資の受入・保管・搬出を行う場所の総面積を記入
J	制限重量(kg/m <sup>2</sup> )		物資の受入・保管・搬出を行う場所の制限重量を記入
K	フォークリフト装備台数(調達可能台数)		荷役に使用するフォークリフトについて、配置済み又は調達予定の台数を記入
	出入り可能な車両規模(最大)		
L		車両規模	施設内へ進入できる運搬車両(トラック)の最大規模をプルダウンから選択入力
M		摘要	車両進入の範囲等に制約がある場合に、その要件を記入
N	ヘリコプター臨時発着		広いグラウンドなど、ヘリコプターの発着可能なスペースがある場合に「○」を記入。なければ「×」を記入
O	施設管理者		施設管理者名を記入
	連絡先		
P		電話番号	施設管理者の連絡先を記入
Q		摘要	必要に応じて、連絡先コメントを記入

# 避難所等緊急実態調査報告

## ■参考資料 避難所等緊急実態調査の方法

### 4) 避難経路上の危険箇所に関する図上調査

- ・避難行動を取るうえで危険となる箇所を調査
- ・実施方法
  - ・国土地理院の地理院地図（WebGIS）を利用し、危険箇所を入力。
  - ・入力データを回収し、洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域図等の公表資料とあわせ、地図情報として各市町村に提示

表 調査項目一覧

調査項目	調査内容
ため池	ため池の越水・決壊等による被害も発生しているため、「防災重点ため池」以外で注視している危険箇所を調査。
アンダーパス、低地	避難時には冠水のおそれのある避難経路は避ける必要がある。水害時に冠水のおそれのあるアンダーパスおよび低地を調査。
土砂崩落の危険箇所	府で指定している「土砂災害警戒区域」等以外で把握している危険箇所を調査。
道路法面崩落の危険箇所	避難時には道路被害を事前に想定した避難経路の選択が必要となるため、道路盛土・切土で法面崩落のおそれがある危険箇所を調査。
柵がない河川や水路	避難時に安全柵等がない河川や水路は避難時に転落のおそれがあるため、柵がない河川や水路がある区間を調査。
街路灯がない道路	夜間避難では暗い避難経路は危険を伴うため、街路灯が無い道路区間を調査。

### 5) 机上調査や各種調査の結果を踏まえた聞き取り調査

令和2年11月17日から30日にかけて、全26市町村を対象に次のとおり聞き取り調査を実施した。

- ・机上調査や各種調査の結果の概要報告（中間報告）
- ・机上調査や各種調査での不明点などを、ヒアリング形式で調査



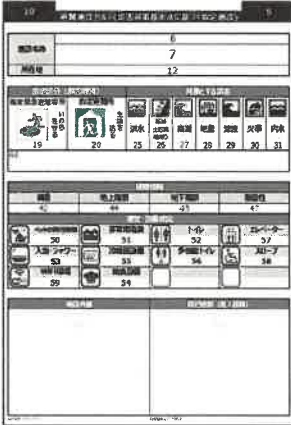
# 避難所等緊急実態調査報告

## ■参考資料 避難所等緊急実態調査の方法

### 6) 避難施設カルテの作成

- ・ 26市町村が指定する指定緊急避難場所（1,319施設）と指定避難所（1,170施設）について施設ごと（計1,636施設）のカルテを作成
- ・ 市町村ごとの特性や着眼点にあわせてカルテ様式や記載項目をカスタマイズできるように、MicrosoftExcelのマクロを用いたカルテ作成ツールを製作

#### ①フォーマットを設定



#### ②避難施設カルテ作成ツール（EXCELマクロ）を実行



#### ③指定避難所等ごとにカルテが生成される

**住民向け**

向日市 避難施設カルテ(災害対策基本法に基づく指定施設) ID: 2620810005

施設名称: カミウエノコウミンカン  
上植野公民館  
所在地: 京都府向日市上植野町西小路 1 5

指定区分(施設種別): 指定緊急避難場所 (指定避難所)  
対象とする災害: 洪水, 高潮, 地震, 津波, 火事, 内水

備考:

建物情報			
構造	地上階数	地下階数	耐震性
リフト造(RC, SRCを含む)	2	0	あり

運営設備状況

ペットの同行避難	非常用電源	トイレ	エレベーター
入浴・シャワー	冷暖房設備	多機能トイレ	スロープ
WiFi環境	給食設備		

施設外観:  周辺道路(進入経路): 

**市町村向け**

向日市 避難施設カルテ(災害対策基本法に基づく指定施設) ID: 2620810005

施設名称: カミウエノコウミンカン  
上植野公民館  
所在地: 京都府向日市上植野町西小路 1 5

指定区分(施設種別)	対象とする災害						
指定緊急避難場所	洪水	高潮	地震	津波	火事	内水	
指定避難所							
国民保護避難施設							

備考:

施設管理署名	向日市教育委員会		
管理担当窓口	生涯学習課		
電話番号	0759311111		
FAX番号	0759312555		

構造	地上階数	地下階数	耐震性
リフト造(RC, SRCを含む)	2	0	あり

面積[m <sup>2</sup> ]		収容人数[人]		
屋内	屋外	屋内	屋外	基準
568	0	140	0	-

非常用電源	トイレ	入浴・シャワー	給食設備
冷暖房設備	多機能トイレ	エレベーター	スロープ
WiFi環境			
夜間・休日の開設	ペットの同行避難	大型車両の対応	

避難所の備蓄品:

図 避難施設カルテの画面と作成例

